

令和6年第5回取手市教育委員会定例会議事録

1. 招集年月日 令和6年5月21日（火曜日）午前9時30分
2. 招集場所 藤代庁舎 301会議室
3. 出席委員

教育長	石塚 康英
教育委員（教育長職務代理者）	櫻井 由子
教育委員	猪瀬 哲哉
教育委員	石隈 利紀
教育委員	戸部 明彦
4. 欠席委員 なし
5. 委員以外の出席者

教育部長	井橋 貞夫
教育参事	鈴木 邦弘
教育次長兼学務課長	直井 徹
保健給食課長	大野 篤彦
指導課長	丸山 信彦
指導課長（教育総合支援センター担当）	笠井 博貴
生涯学習課長	塚本 豊康
子ども青少年課長	長塚 逸人
スポーツ振興課長	大隅 正勝
図書館課長	樋口 康代
文化芸術課長	飯山貴与子
教育総務課課長補佐	文隨 正和
6. 書 記

教育総務課 課長補佐	蛸原 康友
教育総務課 総務法規係 係長	中村 翔
7. 議 題
 - 議案第26号 取手市立学校小規模特認校への就学等に関する要綱の一部を改正する要綱について
 - 議案第27号 取手市特別支援教育相談員設置要綱の一部を改正する要綱について
 - 議案第28号 取手市ティームティーチング講師取扱要綱の一部を改正する要綱について
 - 議案第29号 取手市社会教育委員の委嘱について
 - 報告第12号 取手市いじめ問題対策連絡協議会委員の委嘱について
 - 報告第13号 取手市学校運営協議会委員名簿の訂正について
 - 報告第14号 取手市学校運営協議会委員の任命について
 - 報告第15号 取手市学校運営協議会委員の辞任について

- 報告 17 教職員の心の健康相談の実施について
報告 18 いじめ防止策の取組状況に関する報告について

8. その他

- (1) こどもまんなか応援サポーター宣言について
(2) 6月の行事予定及び教育委員会定例会の日程について

9. 発言の記録

午前9時32分開会

○教育長（石塚康英）

それでは、定刻になりましたので定例会を始めさせていただきます。

ただいまの出席者は5名で定足数に達しております。令和6年第5回取手市教育委員会定例会は、成立しました。

これより開会し、直ちに本日の会議を開きます。

本定例会の議事録について、確認のため申し上げます。議事録は、会議における発言者の氏名と発言全部を記載する全文筆記による作成とします。なお、教育長のほか会議に出席した委員全員の署名により、議事録を確定させることとします。また、会議の録音データについては、議事録作成の補助手段の扱いとし、議事録が確定した後には消去いたします。

それでは2番、教育長報告のほうをさせていただきます。資料のほうを御覧ください。初めにコミュニティ・スクール、学校運営協議会についてでございます。研修会と協議会そのものについて報告をさせていただきます。

まず、(1) なんですけれども、新たに委員になった皆様を対象とする研修会を4月24日に行いました。任命書の交付後、今年度、学校運営協議会を設置する学校の協議会委員、新規で174名を対象に実施いたしました。多忙の方もいらっしゃるということで、オンラインを含めた3形態で実施をしたところです。研修としましては、講師の文科省CSマイスターの安齋先生に、コミュニティ・スクールとはといったところからお話をいただいたところです。おおむね参加者の皆様からは、そこにあるように好評を得られたかと感じています。今後、この研修会は、11月19日の第4回まで進めていく予定になっています。

(2) 番のほうの研修会は、公民館の館長さんと学校長に対するものです。まず、5月14日の午前中、公民館長12名を対象に研修を行いました。やはり、安齋先生からのお話をいただいたところです。特に、公民館というのは地域とのかかわりが強いので、学校の情報の発信場所としてよい施設であると。例えば、学校だよりを掲示してもらったり、あるいは子どもたちの作品展示なんかを行うことで、公民館と児童保護者の新たなつながりができていくんじゃないかといった、そんな御指導がありました。また、公民館利用者の中には、学校が求めるような、コミュニティ・スクールで求めるような人材の方もいらっしゃるんじゃないんですかという、そういうお話をいただいたところです。午後は、今度は校長のほうの研修を行いました。午前中の公民館でこんな話をしたよなんていうことも含めてですね、今後コミュニティ・スクールの立ち上げに当たって、どのようにこの会を進めていくか、そういった話をさせていただいたところでございます。

次のページになりますけれども、(3)のほうで、このコミュニティ・スクールの

運営協議会、第1回目が4月24日の六郷小を皮切りに、7月12日、取手東小学校まで全20校で順次開催されるところです。私のほうも行けるところについてはお伺いするようにして、直接、委嘱状をお渡しするとともに、教育長としてコミュニティ・スクールに思っていること、かけている思いを直接お話をさせていただいているところです。また、各学校長からは、各校のグランドデザインであるとか、組織目標についての御説明をしてもらったところでした。今後、各学校で4回から5回の会議が開催されると思いますけれども、充実したものになるよう、委員会としても支援をしていきたいと思っております。

続きまして2番なんですけれども、第45回子ども天国についてです。4月29日、大変天気の良い日に緑地公園で子ども天国が開催されました。青少年相談員の皆様は今回で4回目の参加となりますけれども、啓発活動とともに楽しんでもらうストラックアウト、ボールを投げて的を落とすってやつですけども、このブースを出展いたしました。天候にも恵まれて427の方が来場していただきまして、これに対して青少年相談員16名、事務局4名が対応していました。大変皆さん楽しんでいただけましたという報告をいただいているところです。もちろんパトロールカードの配布と、啓発活動のほうも行ったところです。

3番です。ジャズフェスティバルです。5月3日と4日に市民会館の駐車場のところに特設ステージを設けまして、ジャズフェスティバル2024のパート1を開催しました。取手一中の吹奏楽部などの演奏を私も直接拝見したんですが、非常に迫力あるすばらしい演奏を披露してくれました。合計14組による講演が行われまして、2日間で3,346人に楽しんでいただきました。秋にはプロによる有料公演、これは下のほうにパート2として出ているんですけども、トランペットの日野皓正さんですね、日野さんは多分つくばの科学万博のときのオープニングなんかでも、すばらしい演奏を披露してくださった方ですけども、このプロの皆さんの演奏が11月9日に行われるといった予定になっております。以上、ジャズフェスティバルでございました。

以上が私からの御報告となります。この点について何か御質問等ございますでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○教育長（石塚康英）

よろしいですか。ありがとうございました。

それでは、本日の議事のほうに入らせていただきます。

まず議案第26号、取手市立学校小規模特認校への就学等に関する要綱の一部を改正する要綱についてを議題といたします。

本件について説明を求めます。直井教育次長兼学務課長お願いします。

○教育次長兼学務課長（直井 徹）

皆さんおはようございます。よろしくお願いいいたします。議案第26号、取手市立学校小規模特認校への就学等に関する要綱の一部を改正する要綱について、御説明申し上げます。提案理由ですが、小規模特認校における就学許可者の抽せんに関して、就学予定者の定義を明確化する目的で本要綱の一部を改正するものです。あわせて、使用する様式について、性別記載欄及び連絡先、電話番号について、所要の見直しを行うものです。

改正点について御説明申し上げます。御手元の議案書1枚めくっていただきまして1ページを御覧ください。表の左列が改正後、右列が改正前となっております。改正

前の第9条において「就学予定者」としていたものについて、その定義を「当該小規模特認校に在学する者（次年度に入学する学年にあつては、当該小規模特認校の通学区に現に住所を有する者）」と明確化するために改正を行うものです。これまでも就学予定者、こういった形で考えてはいたんですが、明文化していなかったもので、ちょっと扱いに疑義が生じる可能性が考えられましたので、今回改めて明確化したいと思っております。

続いて、2ページは様式の改正についてです。様式第1号は、保護者から教育委員会に提出していただく様式で、そちらの性別欄を削除するものです。様式第2号及び第3号につきましては、教育委員会から保護者に送付する様式で、こちらも性別欄と、連絡先、電話番号を削除するものです。

議案第26号についての説明は以上です。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○教育長（石塚康英）

ありがとうございました。以上で本件に関する説明は終わりました。

質疑、御意見等ございますでしょうか。

戸部委員、お願いします。

○教育委員（戸部明彦）

ありがとうございます。ちょっと分からないところがあるので質問したいと思えます。今回の小規模特認校への就学等に関するもので、親からの申請書であるとか、逆に教育委員会からの許可書であるとかの男女の項目を削除するということでしたけども、そのほかの男女の項目、例えば保護者のほうで教育委員会に申請する場合に、男女の覧がある申請書というのはほかにはございますか。それとも、既にもう削除されているのか、あるいは今後削除を検討するのか、その辺ちょっと伺いたいなと思えます。

○教育長（石塚康英）

では、答弁を求めます。教育次長兼学務課長。

○教育次長兼学務課長（直井 徹）

他の規則ですとかの様式につきましては、先日、性別欄、保護者と教育委員会の間のやりとりのものは削除しております。こちらのだけ残っておりますので、今回、削除という形をとらせていただきます。

○教育委員（戸部明彦）

ありがとうございました。以上、私の勉強不足で、どうなっているのかなと思えましたので、ちょっと質問させていただきました。ありがとうございます。

○教育長（石塚康英）

そのほかございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○教育長（石塚康英）

それでは質疑、御意見なしと認めまして、質疑、意見を終結いたします。

これより議案第26号を採決します。

お諮りいたします。議案第26号は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○教育長（石塚康英）

では、御異議なしと認めます。よって、議案第26号は原案のとおり決定いたしま

した。

続きまして、議案第 27 号、取手市特別支援教育相談員設置要綱の一部を改正する要綱についてを議題とします。

本件について説明を求めます。丸山指導課長。

○指導課長（丸山信彦）

指導課の丸山です。よろしくお願いいたします。それでは、取手市特別支援教育相談員設置要綱の一部を改正する要綱についてということで、提案理由につきましては、教育相談員の勤務日及び勤務時間が明記されている点について、教育相談員ごとに実情に応じて柔軟に勤務形態を決定する必要があるため、本要綱の一部を改正するものです。

1 ページ目ですが、改正前、第 6 条ですけれども「相談員の勤務日は週 3 日とし、教育委員会がこれを指定する。」「2 相談員の勤務時間は、1 日 6 時間 30 分を原則とし、勤務時間帯は教育委員会が指定する。」という項目を「相談員の勤務日、勤務時間及び勤務時間帯は、教育委員会が別に定める。」というふうに改定をしたいと考えております。これは、特別支援教育相談員の業務に繁忙期と閑散期がありまして、例えば相談が始まらない 4 月とか、それから相談が全て終了している 3 月等は閑散期となることから、実情に応じて柔軟に勤務できるように改正するものでございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○教育長（石塚康英）

ありがとうございました。以上で説明は終わりました。

質疑、御意見等ございますでしょうか。

櫻井委員お願いします。

○教育委員（櫻井由子）

御説明ありがとうございました。今、実情に応じてということですが、そうすると相談員さんの給与とかそういうのは、厳密に言えば違うかと思いますが、年俸制と同じような感じになるのでしょうか。

○教育長（石塚康英）

指導課長。

○指導課長（丸山信彦）

はい、お答えさせていただきます。これは報酬というような形になるんですが、1 時間 1,409 円という形で、これまでと変更はありません。ただし、年間の予算が決まっておりますので、それは週 3 日で 1 日 6 時間という計算で、12 か月分とってありますので、それを超えない範囲で柔軟に勤務をしていただくというふうに考えております。

○教育長（石塚康英）

櫻井委員。

○教育委員（櫻井由子）

この改正で、相談員さんが働きやすい状態になっていただければ、よろしいかと思えます。その際に、働きやすいけれど、給料下がってしまいましたみたいなことがないようにしていただきたいと思います。ありがとうございます。

○教育長（石塚康英）

そのほか質疑ありますか。

石隈委員お願いします。

○教育委員（石隈利紀）

確認なんですけど、この相談員の方の週3日というのは、各学校にというか、それともセンターにということですか。ちょっと確認で、すみません。

○教育長（石塚康英）

丸山課長。

○指導課長（丸山信彦）

この特別支援教育相談員というものは、主に就学前の幼児の家庭との相談を主に業務として行っております。相談業務をこの藤代庁舎で相談をしたり、それからこの相談員が直接、幼稚園や保育園、保育所等に行きながら、その子の特性、どういった支援がいいのかというのを検討し、保護者と相談しながら教育支援委員会のほうに資料等を提出し、そこで就学について検討するというようなことの業務となっております。

○教育委員（石隈利紀）

ありがとうございました。追加で。ということは、就学における判断を支えたり、相談に現場で乗っている方という理解ですか。

○指導課長（丸山信彦）

はい。

○教育委員（石隈利紀）

ついでに、どういう方がなられているのか、どういう資格を求められているのか、お願いします。

○教育長（石塚康英）

指導課長。

○指導課長（丸山信彦）

これを行っている方は、元特別支援学級の教員であったり、それから心理のほうの相談業務をしていたりということで、大学で勉強された方もいらして、いわゆる障害特性とか、そういったものを勉強してきた方にさせていただいております。

○教育委員（石隈利紀）

それで今、時給が1,350円でしたか。

○指導課長（丸山信彦）

1,409円となっております。

○教育委員（石隈利紀）

今お聞きすると、かなり専門性や経験が必要なことで、スクールカウンセラー、国の事業のほうは4,500円とか5,000円ということになっていて、それが適格かどうかはまた議論は別なんですけども、そういう国の事業の相談員と、市町村でこういう専門性を持った相談員との、何ていうか、給与体制が余りにも違うので、今後市町村の努力なのか、あるいはいろいろ相談員の制度を少しまとめて、より専門的な人を重点配置するのかを検討するといいなというふうに思います。

○教育長（石塚康英）

丸山課長。

○指導課長（丸山信彦）

本当に貴重な御意見ありがとうございます。他市町村でもこういった方はいらっしゃるんですけども、やっぱり取り合いになってしまうようなところも専門的なことでいうとありますので、何とか少しでも改善を図れるように努力をしてみたいと

思っております。

○教育長（石塚康英）

そのほかございますか。

戸部委員。

○教育委員（戸部明彦）

実は私も現職時代、行政やっていたときに就学指導担当しておりました。その当時は、近隣の牛久市であるとか、龍ヶ崎市であるとか守谷市、市内だけじゃなくて、そういう場所もそれぞれ訪問した記憶がございます。年々増加の傾向にあるかなと思っているんですけども、なかなかどうしても集中してしまうということで、その期間、人手がもしかしたら足らなくなってしまう心配もあるのかなと思うんですね。確かに他の市町村でも、今すごく必要とされている役職ですので、非常に人を集めるのは大変かと思うんですけども、その点ちょっと踏まえて、今後、先ほど時給1,409円という話でしたけども、その増員とか、そういうことも考えておられるのかどうか、ちょっと質問したいと思います。よろしく願いいたします。

○教育長（石塚康英）

指導課長。

○指導課長（丸山信彦）

お答えさせていただきます。実は令和5年度から、3名体制が4名体制になりました。増員した形で4名でやってきました。令和6年度スタートしたんですけども、ちょっと1名が体調崩されまして、急な話だったんですけども、この4月で1人退職されるということがありましたので、現在もう1名の枠があるので、その方を探しているところではあります。以上です。

○教育長（石塚康英）

戸部委員お願いします。

○教育委員（戸部明彦）

ありがとうございます。保護者との面談とか、非常に精神的な負担が多い業務であることは確かなんですね。なので、その辺も含めて、今、1人お休みされているということで非常に大変かと思っておりますけども、その点も考えていくと、ある程度余裕ある人数というものは確保しておいたほうがいいのかと思いますので、予算が許す範囲かと思っておりますけども、その辺あたりも今後の相談業務の増加に合わせて、検討していただければ、それぞれの先生方の負担というのも幾らかでも軽くなるのかなと思いますので、その辺検討のほうよろしく願いしたいと思います。以上です。

○教育長（石塚康英）

私からいいですか。この就学に関しては市長部局、つまり発達センター等との連携というのもキーワードになってくるのかなと思っているんですが、市長がいつもおっしゃっている「こどもどまんなか」という話の中で、何か市長部局との連携について、この相談員の皆さんと市長部局との連携について、何か構想等があったら教えてほしいんですが。丸山課長。

○指導課長（丸山信彦）

はい。まず発達センターにつきましては、これはもうかねてから、訪問したり、情報交換した上で、支援について、どういった支援が必要かということの共通理解、検討はしてきております。具体的に、こども政策推進室ができて新たにということはないのですが、今後も含めて情報交換は逐一やっていきたいと思っておりますので、具

体的にこれというのはまだのところですけども、今後そういったところも考えていきたいと思っております。

○教育長（石塚康英）

当然、一人一人のお子さん、どの子も大事なんだけど、やっぱりこういう相談に乗ってくるお子さんというのは、個別の配慮が非常に重要なお子さんたちで、幼稚園、保育所から小学校に入学する段階での引継ぎの部分なんか丁寧であればあるほど、適応はスムーズにいくんじゃないのかなと思うところもあるので、そっちの部局との連携もぜひ今後強化してもらえたらなと思っています。

そのほか質疑等ありますか。

櫻井委員お願いします。

○教育委員（櫻井由子）

御説明ありがとうございました。今、最初に予算的なこととお伺いしましたが、先ほど石隈委員のほうからもありましたように、時給がやはりほかの専門職、また専門職以外でも、一般的な事務職でも、もっと簡単に言えば、今ちょっとしたアルバイトでもこれ以上の時給だったりしますので、その辺年間の予算が幾らという状態で決まっているのであれば、逆に勤務時間のほうの都合で、勤務時間、あるいは勤務日を少なくすることで、総体的に時給としては上がっているというような形での雇用、それでもできるのではないかと思います。今、丸山課長おっしゃったように、繁忙期と、そうじゃない時期の差が大きいということなので、もちろん相談員としてお勤めしてくださる方の御希望もおありかと思いますが、そういった日程的なことを受入れていただければ、そういった勤務日、勤務時間、そういうことを調整することによって相対的に時給が上がるというような勤務のほうもお考えいただければなと思います。

また今、教育長のほうからもありました。取手市の発達支援センター、2月に私も民生委員で伺って、見させていただいたところで、すごくきめ細やかに一人一人の子どもたちに対応している様子がとても印象的でした。当然、相談員の方々は発達支援センターのほうと連携して動いてくださっていると思います。また、取手の発達支援センターのほうはすごく評判がよくて、近隣の市町村からも、ぜひケアをお願いしたいというような声があるんだけど、取手市の子たちだけで手いっぱいなんですよというようなお話もいただきました。教育長からもありました。市長部局のほうとの連携、福祉部局のほうとの連携もこれ以上、今まで以上に進めていただきたいと思います。よろしくお願いします。

○教育長（石塚康英）

指導課長。

○指導課長（丸山信彦）

まず最初の勤務条件については、人事のことなので、各部局ともちょっと相談をしながらということが必要になるかなと思いますので、よりよい形は目指していきたいと考えております。本当に人がいない中なので、確かに現状、社会的なアルバイトの金額とかというのも上がっている状況なのかなと考えたら、ただ、ちょっと一言ここで簡単には言えないことかなと思いますので、よりよくなるようにそこは考えていきたいと思っております。

また、連携につきましては本当に大事なことで、発達センターともずっとやりとりをしながら進めているところで、それが小学校でのいい支援につながっているのかな

と思いますので、今後また新たな形で何ができるかというのは、検討してまいりたいと思います。

○教育長（石塚康英）

そのほかございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○教育長（石塚康英）

それでは質疑、御意見なしと認めます。これにて質疑、御意見を終結します。

これより議案第27号を採決します。

お諮りします。議案第27号は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○教育長（石塚康英）

御異議なしと認めます。よって、議案第27号は原案のとおり決定いたしました。

では、続きまして議案第28号、取手市ティームティーチング講師取扱要綱の一部を改正する要綱についてを議題といたします。

説明を求めます。丸山指導課長。

○指導課長（丸山信彦）

よろしくお願いたします。議案第28号、取手市ティームティーチング講師取扱要綱の一部を改正する要綱についてということで、まず提案理由のところ、申し訳ございません、漢字の表記で間違いがありまして、1行目の「禁固刑」の「固」という字なんですけども、これ金へんに固定の固という、ちょっと難しい漢字になります。すいません。それから2行目すぐ下のところも同じです。申し訳ございません。

では、提案理由なんですけど、刑法の改正に伴い、懲役刑及び禁錮刑が拘禁刑というふうに統合されることから、例規中で使用されている懲役刑及び禁錮刑の文言を削除する必要があるため、本要綱の一部を改正するものとなります。まず、4ページの参考資料を御覧いただければと思います。誓書というふうなもので、1番のところ、ここに「禁錮以上の刑」と、この言葉が出てくるので、これを改正する必要があるということです。この部分に関しては、2ページ目の誓書、これが改正案なんですけれども、これの（1）ですね「地方公務員法第16条の欠格事項に該当する者」という表現で、先ほどの改正前の誓書1、3、4、5を含むことができますので、このように表記させていただいております。

また、改正前の誓書2には、免許状の取上げの処分というものがついておりますので、これについては改正後の誓書（2）「教育職員免許法による免許状の取上げ処分を受け、当該処分の日から3年を経過しない者」ということで、表記させていただいて、改正前の5つの項目をこのような形で全て含まれるというようなことで改正させていただきました。教育委員会の法令や例規等では、この要綱のみ「禁錮刑」という表記がありましたので、これを解消するものであります。以上でございます。

○教育長（石塚康英）

以上で説明を終了します。

質疑、御意見等ございますでしょうか。

櫻井委員お願いたします。

○教育委員（櫻井由子）

御説明ありがとうございます。こちらの内容についてはではないんですけど、ちょっとお伺いしたいんですが、今の御説明で、資料4ページ、改正前の誓書のほうの3

番に「当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者」とございます。これ、当該地方公共団体という場合は、つまり取手市で懲戒免職の処分を受けて、そこから2年を経過しない者という意味でしょうか。また、それが（1）地方公務員法第16条の欠格事項に該当する者ということですが、それは（1）の中にもそのまま含まれて、つまり取手市で懲戒免職の処分を受けたという形になるのでしょうか。

○教育長（石塚康英）

少々お待ちください。

○指導課長（丸山信彦）

申し訳ございません。法律のところで大変難しいところなのですが、これ取手市のティームティーチング講師の要綱などで、当該地方公共団体というのは取手市に当たるといふふうに考えております。地方公務員法でも同じような表記になっているという、この欠格事項ですね、今、ちょっと調べてもらっていますが——申し訳ございません。これ調べてお答えします。

○教育長（石塚康英）

直井次長。

○教育次長兼学務課長（直井 徹）

今、丸山課長からありました地方公務員法の第16条、欠格条項という中の第2号に「当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者」ということで、同じ規定が16条の中に含まれているということで、今回の誓書については16条の一本に統一したものでございます。

○教育委員（櫻井由子）

ありがとうございます。お伺いした理由は、この当該地方公共団体において、つまり取手市で懲戒免職の処分を受けた先生というのは、当然、取手市の教育委員会のほうで、なぜ受けたかとか、いろいろな事情を把握しているもので、その処分の日から2年を経過しないということ、あれですけど、今、全国で、よその市町村でいろいろ処分を受けた先生が、全然別の県の別の市町村で、そのまま教員として、また臨時の講師として、またTTとして、つまり学校の仕事に就いていて、そこでまた同様の、あるいはまた違う問題を起こすというような事案があって、ただ、それは教育委員会のほうでは、それを本人が言わない限り、懲戒免職あるいは処分を受けたことについての書類が全国一律で回っているわけではないので、なかなか把握が難しいというような、そういう問題も起きています。ですので、その誓書のところ、自分は取手市のTTとして問題ありませんよというところですので、どうなのかなと思ひまして、ちょっと確認させていただきました。

また、そういったほかの県、あるいは県内他市町村で何かの懲戒、あるいはそれ以外の処分を受けた方についての情報というのは、取手市で学校での仕事をしたいですという方がいらしたときに、どういう情報のとり方をしているものなのでしょうか。

○教育長（石塚康英）

鈴木参事。

○教育参事（鈴木邦弘）

お答えします。それぞれ志願書を出して、申告をします。そして、その中に履歴事項もありまして、その中でどの学校に勤めているとか、そういったことを書く欄がありますので、一応確認としては、そこが確認になるかと思ひます。

○教育長（石塚康英）

補足させていただきますと、この免許状取上げの処分というところに該当した者であっても、免許が復活するんですね。ただ一方で、特に性犯罪、特に子どもたちに対するもの、これを他の公共団体が知らずに採用してしまうという事例が大変問題視されていて、現在では文科省にデータベース化、子どもに関する犯罪を犯した者についてのデータベースが構築されているんですね。ですので、これはいわゆる欠員補充講師であるとか、産体育休補充講師であれば、県南教育事務所を通して県が採用するので、その情報に突き合わせて、そういったものが再度教育現場に来ないようにチェックしているので、例えば市のほうでこういったTTを採用する際にも、県南教育事務所を通して県に対して照会をかけるということができると思うんですね。それで、そういったフィルターをかけられると思っています。補足です。

○教育委員（櫻井由子）

ありがとうございました。今、教育長がおっしゃったような事案が全国で出ていますので、ちょっと不安に思いました。ありがとうございます。

○教育長（石塚康英）

指導課長。

○指導課長（丸山信彦）

すいません。補足説明を中村係長のほうから。

○教育総務課係長（中村 翔）

教育総務課の中村です。事務局より補足説明させていただきます。ただいまの櫻井委員の御質疑の中で、当該地方公共団体というところで、取手市以外のところで懲戒免職になった方はどうなのかというところなんですが、懲戒免職になると、教職員免許法上の免許の取上げの事由に該当する形になりますので、懲戒免職を受けた時点で免許が取上げ処分という形になっているかと思われまます。なので、条件に入れている教職員免許法上の免許取上げ処分から3年を経過しない者に該当するので、他自治体で懲戒免職を受けた方でも、取手市でのティームティーチングの講師にはなり得ないという形になります。

○教育委員（櫻井由子）

ありがとうございました。

○教育長（石塚康英）

よろしいですか。先ほど申し上げたように、とにかく県とも連携をしながらやっていくというのが大事ですよね、市の採用であっても。

それでは、ほかに御質疑、御意見等ございませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○教育長（石塚康英）

では、質疑、御意見を終了いたします。

これより、議案第28号を採決いたします。

お諮りいたします。議案第28号は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○教育長（石塚康英）

では、御異議なしと認めます。よって、議案第28号は原案のとおり決定いたします。

続きまして議案第 29 号、取手市社会教育委員の委嘱についてを議題とします。

本件について説明を求めます。塚本生涯学習課長。

○生涯学習課長（塚本豊康）

おはようございます。生涯学習課、塚本です。議案第 29 号、取手市社会教育委員の委嘱について、御説明させていただきます。提案理由は、取手市社会教育委員の任期が令和 6 年 5 月 31 日に満了することに伴い、別紙のとおり委員を委嘱するものです。別紙として、名簿を添付しております。

1 ページを御覧ください。任期ですが、令和 6 年 6 月 1 日から 2 年間の令和 8 年 5 月 31 日までとなります。ナンバー 6 から 9 番目を御覧ください。選出区分が、家庭教育関係者の訪問型家庭教育支援員の濱野 清氏。選出区分が社会教育関係者の茨城県エアロビック連盟の宮本真理子理事長。選出区分が学校教育関係者の校長会推薦の取手小学校の森田哲夫会長。選出区分が社会教育関係者の PTA 連絡協議会の森田あい会長になります。この 4 名の方が新任となります。1 番から 5 番までの間宮真知子氏から高梨直紘氏までの 5 名が再任となります。

次ページ、2 ページには参考資料として、社会教育委員の職務内容について記載しております。法的根拠は、社会教育法になり、第 15 条で社会教育委員の設置について、同法 18 条で委員の定数、任期などの必要な事項を条例で定めると規定されております。この法律を参酌して制定されている取手市社会教育委員に関する条例で、社会教育委員の定数、任期などが定められております。この条例及び社会教育法の関連条文を抜粋して記載しておりますので、後ほど御覧ください。

次に職務ですが、一つ目といたしまして、社会教育事業の計画や予算を検討し、意見を述べること。二つ目として、社会教育関係団体に対して補助金を交付する際に意見を述べることとなっております。いずれの職務についても、社会教育法に規定されております。会議につきましては、年間 2 回の定例会を開催いたします。また、定例会以外では、4 に記載しております研修会や、はたちの集いなどに出席しております。なお、任用形態は、非常勤の特別職となり、報酬は年額 5 万 5,000 円となっております。

説明は以上となります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○教育長（石塚康英）

では、本件に関して質疑、御意見はございますでしょうか。

何か課長ありますか。生涯学習課長。

○生涯学習課長（塚本豊康）

今、御説明した森田あいさんなんですが、こちらは社会教育関係者になりますので、訂正させていただきます。

○教育長（石塚康英）

森田さんは寺原小の PTA 会長ですか。

○生涯学習課長（塚本豊康）

はい。

○教育長（石塚康英）

質疑、御意見等ございませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○教育長（石塚康英）

それでは質疑、御意見を終結いたします。

これより、議案第 29 号を採決いたします。

お諮りします。議案第 29 号は、原案のとおり決することに御異議ありませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○教育長（石塚康英）

御異議なしと認めます。よって、議案第 29 号は原案のとおり決定いたしました。

では、続きまして報告事項に入ります。報告第 12 号、取手市いじめ問題対策連絡協議会委員の委嘱についてを議題といたします。

説明を求めます。笠井教育総合支援センター長。

○教育総合支援センター担当課長（笠井博貴）

よろしく申し上げます。報告第 12 号、取手市いじめ問題対策連絡協議会委員の委嘱について説明をいたします。取手市みんなでいじめをなくすための条例第 18 条において、市は法第 14 条第 1 項の規定により、関係機関等及び団体との連携を図るため、教育委員会に取手市いじめ問題対策連絡協議会を設置することが規定されています。令和 6 年度・7 年度の委員が 1・2 ページのように委嘱されました。任期は、令和 6 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日までの期間となります。

令和 2 年度から 5 年度にかけての連絡協議会は、新型コロナウイルス感染症の影響もあり、書面での開催や人数を制限した中での開催だったということもあり、小学校の生徒指導主事は委員ではありませんでした。昨年 5 月に新型コロナウイルス感染症も 5 類感染症に変更がなされたので、本協議会の在り方について検討を行い、子どもたちの健全育成のために、より多くの方々とのネットワークを構築していくことが大切であるということからも、本年度から中学校の生徒指導主事とともに、小学校の生徒指導主事も入った形での開催といたしました。今年度、第 1 回目の開催については、今現在のところ実施の日時等を調整している段階ですが、生徒指導提要にもありますように、地域ぐるみで取り組む協議会を目指し、地域の人々と連携し、いじめのない温かな社会を築く第一歩になる協議会になるようにしていきたいと考えております。

説明は以上となります。

○教育長（石塚康英）

ありがとうございました。それでは質疑、御意見等はございますか。

櫻井委員申し上げます。

○教育委員（櫻井由子）

御説明ありがとうございました。こちらの連絡協議会に参加している児童委員さんのほうから、センター長のお話にもありましたように、中学校の生徒指導主事の方とはこの連絡協議会でお話できるんですけど、小学校の様子が分からないから小学校の様子も聞きたいんだよなというような御意見を以前からいただいております。今年度から、小学校の生徒指導主事の先生方も名を連ねていらっしゃるということで、こういった意見も活発に、また学校の様子がより細かに分かるのではないかと思います。ありがとうございます。

○教育長（石塚康英）

そのほかございますか。開催日時は今のところ計画中ということでしたが、何回開くんでしたかね、これは。センター長。

○教育総合支援センター担当課長（笠井博貴）

お答えいたします。年2回を予定しております。

○教育長（石塚康英）

ありがとうございます。よろしいでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○教育長（石塚康英）

それでは質疑、御意見を終結します。

これより報告第12号を採決いたします。

お諮りします。報告第12号は、報告のとおり承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○教育長（石塚康英）

御異議なしと認めます。よって、報告第12号は報告のとおり承認することと決定いたしました。

続きまして報告第13号、取手市学校運営協議会委員名簿の訂正についてを議題といたします。

説明を求めます。塚本生涯学習課長。

○生涯学習課長（塚本豊康）

生涯学習課、塚本です。報告第13号の取手市学校運営協議会委員名簿の訂正についてを報告させていただきます。本件は、取手市学校運営協議会規則第4条に基づき、取手市学校運営協議会委員を4月の定例会で御報告させていただきましたが、学校から委員の名前の漢字を誤って報告したとの報告を受け、全校の調査を行ったところ、5月8日付けて5件の氏名の訂正の申出がありましたので、訂正いたします。1ページには訂正名簿を記載してございます。訂正のあった漢字には下線を付してございます。以上になります。

○教育長（石塚康英）

御意見、御質問ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○教育長（石塚康英）

今回ミスが見つかったので、全校調査かけたということですが、初めからミスがないように、人の名前ですので十分注意して取り組んでいただければと思います。

それでは、お諮りいたします。報告第13号は、報告のとおり承認することに御異議ありませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○教育長（石塚康英）

御異議なしと認めます。よって、報告第13号は報告のとおり承認することに決定いたします。

続きまして報告第14号、取手市学校運営協議会委員の任命について、及び報告第15号、取手市学校運営協議会委員の辞任について、以上2件を一括して議題といたします。

なお、報告第14号については一部修正がありましたので、本日配付した議案書を御覧ください。

では、説明を求めます。塚本生涯学習課長。

○生涯学習課長（塚本豊康）

報告第14号、取手市学校運営協議会委員の任命について、御報告いたします。取

手市学校運営協議会規則第4条に基づき、取手市学校運営協議会委員を新たに令和6年5月1日付けで任命いたしましたので、御報告いたします。

1 ページを御覧ください。藤代小学校の桑名裕子さん、取手西小学校の松葉佳樹さんの2名になります。任期ですが、令和6年5月1日から年度末の令和7年3月31日までとなります。協議会委員は、対象学校に在籍する児童又は生徒の保護者、地域住民、対象学校の運営に資する活動を行う者、校長、教職員、学識経験者、関係行政機関の職員、その他教育委員会が適当と認める者で組織されることとなっておりますことから、学校長からの推薦をいただき任命いたしました。報酬につきましては年額で1万2,000円となっております。

続きまして、報告第15号、取手市学校協議会委員の辞職について御報告させていただきます。本件は、本年度、学校運営協議会規則第4条に基づき、取手市学校運営協議会委員として、別紙の取手第二中学校の須藤あやこさんを任命いたしました。一身上の都合により4月30日付けで辞職の申し出があり、その申し出を受理いたしました。1 ページには、その名簿を添付してございます。委員の任期は、任命した令和6年4月1日から、辞職の申し出でのあった4月30日までの1か月となります。2 ページは、委員の概要を添付させていただいています。報酬は1か月の任期のため1,000円となります。以上となります。

○教育長（石塚康英）

ありがとうございます。質疑、御意見等ございますでしょうか。
よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○教育長（石塚康英）

研修会のときに、自分のほうから発言させてもらったんですけども、新しく運営協議会を設置した学校の中には、公民館長が入っていない学校もあるわけですね。必ずしも入れなきゃならないということではないんですけども、研修会でCSマイスターの安齋先生がおっしゃっていたように、非常に重要な要素になる施設であるところから、公民館長について検討してほしいのと、あるいはそれにかわる方について、地域をつなぐ方、検討いただければなど、そんなふうに思っています。その点について、どうぞ。

○生涯学習課長（塚本豊康）

先日、永山小学校等の学校運営協議会があったんですが、その際もそういった話が少し出ましたので、校長先生ともちょっと協議して進めさせていただきたいと思えます。ありがとうございます。

○教育長（石塚康英）

よろしくお願ひします。

それではお諮りいたします。報告第14号は、報告のとおり承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○教育長（石塚康英）

ありがとうございます。同様に、報告第15号は、報告のとおり承認することに御異議ありませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○教育長（石塚康英）

ありがとうございます。では、御異議なしと認め、報告第14号及び報告第15号は報告のとおり承認することに決定いたしました。

では、報告17になります。教職員の心の健康相談の実施についてを議題といたします。

本件について報告を求めます。大野保健給食課長。

○保健給食課長（大野篤彦）

保健給食課、大野です。よろしくお願ひいたします。報告17、教職員の心の健康相談の実施について、御報告いたします。教職員が過度のストレスなどにより心の病で休職に陥るメンタルヘルスの問題が、全国的にも深刻な状況にあると言われております。市内の小中学校におきましても、毎年実施しているストレスチェックの結果が高ストレス者と判定された教職員は、令和4年度と令和5年度を比較すると、若干ですが増加傾向にあります。こうしたことから、教職員のメンタルヘルス対策は急務であると考えております。このような現状を踏まえまして、本年度、令和6年度より、教職員のメンタルヘルス対策の一つといたしまして、公立の小中学校に勤務する教職員を対象とした心の健康相談を実施いたします。

次ページ、1ページの資料に概要を記載しておりますので御覧ください。今回の、教職員の心の健康相談の実施に当たりましては、つくばメンタルクリニックの寺島医師にカウンセリングなどの相談業務をお願いしております。寺島医師におかれましては、平成5年、土浦市の土浦駅近くに開業いたしましたつくばメンタルクリニックの院長を務めております。一般内科、心療内科、精神科や神経内科診療に従事する傍ら、茨城県内の教育機関職員や国立の研究機関などの組合員のメンタルヘルス向上のための精神保健相談なども行っております。また、土浦市役所とメンタルヘルスケアの業務委託を提携し、市の職員に対する心の健康相談業務にも携わり、精神保健指定医の資格を有するなど実績も十分で、経験も豊富な医師であります。寺島医師には、教職員本人からの不安や悩みなどの相談はもとより、管理監督者からの相談なども含め、メンタルヘルスに関する相談全般に対処いただく予定で進めていきたいと考えております。

面談の場所は、藤代庁舎の会議室を御用意しております。年8回、午前10時から11時まで時間を設け、資料に記載してあります日程のとおり実施していく予定でございます。面談は事前の予約制といたしまして、予約は主に内部メールや電話でやりとりを行い、保健給食課の保健衛生係が窓口として対応していきたいと考えております。また、面談1回当たり1時間以内を限度とした時間を設けまして、1時間以内で2人までの相談を受けていく予定で進めていきたいと思っております。直近では、今週24日の金曜日のほうに実施を予定しております。報告は以上となります。

○教育長（石塚康英）

質疑、御意見はございますか。

猪瀬委員。

○教育委員（猪瀬哲哉）

御説明ありがとうございます。こちらの面談なんですけど、例えばもし人数が多かった場合とか、あとこの1時間に収まり切らない場合は、その辺は臨機応変な対応をとってくれるか。もしくは、次回に回ってもらうとかの対応になってしまうのでしょうか。

○教育長（石塚康英）

保健給食課長。

○保健給食課長（大野篤彦）

一応、1日当たり2名までを限度としているんですけども、もし3人以上の複数名の希望があった場合には先着順といたしまして、翌月に回ってもらうなどのスケジュール調整は行いたいと考えております。

○教育委員（猪瀬哲哉）

ありがとうございます。なかなか、もしちょっと悩んでしまったりすると、早めの対応とかもあるのかなと思うので、うまく臨機応変というか、その辺を対応していただければなと思います。よろしくお願いします。

○教育長（石塚康英）

そのほかございますか。

石隈委員。

○教育委員（石隈利紀）

御説明ありがとうございました。とても重要な試みだと思うんですけども、猪瀬委員からもあったように、この1時間で2人だとしたら1人30分で、時間的にもうちょっと広がらないかなということと、金曜日にこれは設定されていて、実際にこれ行くときには、もし現職の先生であれば校長の許可とか時間調整とかが必要になるということですかね。だから、土曜日とか夕方とか夏休みとか、もっとこう気軽に行けるシステムを今後検討されたらいいかなとか、あるいは、さっきも出ましたけど、ここに入らなかった場合には、これは市の財政とか病院との関係になるんですけども、市の教員であれば、この相談で申し込んだものは、行ける時間に対して無料で診療を受けられるとか、何かそういう体制がないと多分、すごくいい試みなので言うんですけど、何か時間的な制約があるのかなというのが1点です。

もう一つ、ストレスチェックはやっていらっしゃるんですよね。ストレスチェックの後、いろいろなストレスの高い方を相談ができるという体制があると思うんです。それについて、取手市の場合を教えていただければと思います。

○教育長（石塚康英）

大野課長。

○保健給食課長（大野篤彦）

この医師の面接時間とか曜日に関しましては、私どもも寺島医師にお願いするまでにいろいろなところで断られた経過もありまして、今回初年度ということで初めての試みでありますので、いろいろな状況を見て、また寺島医師とも今後は相談して、よりよい形でいきたいと思っております。

あと、ストレスチェックに関しましては、夏休み期間中に委託業者のほうで、教職員に対してストレスチェックのテストを行っております。高ストレス者に対しましては、前年度までは、あなたはこうなので希望をすれば面談、カウンセリングを受けられますよという、どうですかという案内を出すんですが、このところ今まで相談がゼロ件というところもありますけれども、今回、医療法人のほうにストレスチェックの業務委託のほうを変えさせていただきまして、そのアプローチのほうも専門にやっているところでもありますので、今後、高ストレス者に対してのフォローアップも図っていけるのかなというふうに考えております。こちらも今年初めて、医療機関にストレスチェックの業務委託契約のところを変えていますので、ちょっとそれをどの程度まで図れるかというのも見えていきながら、よりよい方向に導いていけたらいいかな

というふうに考えております。以上です。

○教育委員（石隈利紀）

ありがとうございました。今年からの新しい試みということで理解しました、とてもいい新しい試みだと思っておりますので、ぜひ積極的に幅を広げていただきたいのと、せっかくこのいい先生とつながったので、各学校では難しいかもしれませんが、管理職対象にとか教員のメンタルヘルスについての研修をしていただいで、こういうサインが危ないよとか、今ほかの企業もそうですけど職場復帰、リワークというのは、いろいろなシステムができてきていますので、そういうのも勉強会されて、取手市に来たら、病気になってもまた元気になれるよというようなシステムができていくといいと思います。

○教育長（石塚康英）

部長。

○教育部長（井橋貞夫）

石隈先生、貴重な御意見ありがとうございます。また、こういった教育委員会のほうで教職員向けで、いわゆる心療内科、メンタル専門の面談を設ける教育委員会って、恐らく県内ではほぼないんじゃないかと。県に確認したら聞いたことがないということなので。ただ近年、教職員がメンタル不調に陥るというのも多くなると全国的に増えてますので、少しでもそういったものを未然に防ぐため、またそういった教職員の対応として管理職が苦慮していると聞いておりますので、保健給食課のほうにお願いして、何とかそのメンタルの相談をできないかというところがあったんですが、近くの心療内科の先生が忙しいので、なかなかこちらに来るという機会ができなくて、ようやく今回の寺島先生にお越しいただけるようになりましたので、今後どういう形がいいか、実施してからちょっと状況を見させていただければと思います。

○教育長（石塚康英）

そのほかございますか。

櫻井委員。

○教育委員（櫻井由子）

御説明ありがとうございました。私も石隈委員同様、この面談実施予定で、金曜日の10時から11時、授業のある先生にしては、仮に相談に行きたいなと思ったにしても、自分が授業が入っていたら、この授業をどなたかに代わっていただかなきゃならない。代わっていただいて、その授業の準備もろもろを考えたら、行かなくていいかなという気持ちになってしまうんじゃないかと思っております。もちろん、今年度から本当に必要な事業として始められたことですので、これがいいように動くために、面談が必要と思われた教職員は、教職員の自発的なあれではなくて、例えば校長先生からの行ってきなさいという。で、授業についても、管理職の先生が填補に入ってくださいとか、そういったシステム、仕組み、学校内での仕組みがある程度整えば、先生方も行きやすくなるのではないかなと思っております。もちろん、そういった学校内の仕組みにつきましても、保健給食課ではなくて指導課のほうになるのかなと思うんですけど、その辺はいかがなものでしょうか。

○教育長（石塚康英）

指導課長。

○指導課長（丸山信彦）

もうまさにおっしゃるとおりで、今、実際に教職員のほうも、何らかのお休みとか

となったときには、当然、管理職のほうが教室に入ってというような状況もたくさんあります。それから、このことに関しても、保健給食課のほうでいろいろ考えて、管理職を通さないで直接相談をしたいんだというような部分であったりとか、そういったところもやっているところです。この事業に関しては、管理職にもしっかり説明をした上で実施するものですので、この部分に関して授業の填補とかってというのは、間違いなくそういった形で実施できるかなと思います。以上でございます。

○教育長（石塚康英）

部長。

○教育部長（井橋貞夫）

この事業につきましては、4月の校長会、教頭会のほうにも、こういった事業の趣旨を説明して、そういった授業の配慮をいただけるようお願いをさせていただきました。さらに詳細については、必要であれば指導課と詰めていきたいと思っております。

○教育長（石塚康英）

保健給食課長。

○保健給食課長（大野篤彦）

補足で参考までなんですけれども、今回の実施に当たりまして今月、5月については1名、6月も1名、御連絡いただいております。6月に関しましては、学校長自ら、この人を受けさせてほしいということで、その方から直接お電話いただいているような経過がございます。以上です。

○教育長（石塚康英）

では、質疑、御意見なしと認めます。

これにて報告17の議事を終わります。

では、続きまして報告18、いじめ防止策の取組状況に関する報告についてを議題といたします。

報告を求めます。笠井教育総合支援センター長。

○教育総合支援センター担当課長（笠井博貴）

報告18、いじめ防止策の取組状況に関する報告について、御説明をいたします。一つ目のグループワークによる人間関係づくりについてです。取手市では、これまでも茨城大学特任教授の正保春彦先生によるグループワークの取組や研修を、教職員を中心に実施してきましたが、今年度より子どもたちを対象にした授業を通して、いじめや不登校を未然に防ぐための温かな人間関係づくりを目的に、今年度は中学校1年生を対象に、年間を通して継続的に実施していくことにしました。次年度以降は、小学校などにも広げていきたいと考えております。資料にもありますように、これまでに第1回目の授業は終わりました。子どもたちの様子を見てみると、どの学校においても自己開示や他者理解の活動を通して、友達のことが少し分かって楽しかった、自分と同じ考えの人がいてうれしかったなどといった感想が聞かれるなど、写真にもありますように最初の手合わせの段階ではすごく恥ずかしかったような様子も見られたんですが、最後のこのスゴロクトークでは額を突き合わせているような様子が見られるなど、子どもたち同士の距離がすごく近づいていることが分かるような授業でした。この授業に関しては、学校内でもどんどん広がっていて、今、修学旅行に行っているところの学校のホームページを見たら、修学旅行のレクリエーションの中でこのグループワークをやったというのも見られました。また、校内の教職員の研修の後に、このグループワークを少しやってみた、とてもよかったなんていう声も聞かれ

るなど、こういった活動を通して人間関係づくりを学びながら、子どもたちには学校の中で笑顔があふれ、子どもたちの心に様々な学びが広がっていく取組にしていきたいと考えております。

二つ目の教育相談主任研修会についてです。取手市では、全員担任制・チーム指導と、教育相談部会システムを両輪として、学校の教員が児童生徒の僅かな変化をとらえ、抱える悩みに寄り添い、悩みが深刻化しないようチームでの相談支援体制を整えています。教育相談部会システムは、学校教職員だけでなく、スクールカウンセラーや学校連携支援員、スクールカウンセラー・スーパーバイザーなどの専門的な立場の関係者が関わったものであります。そうした関係者とともに、チームで支援する支援体制を構築するため、今年度のスタートとして教育相談部会システムの導入の経緯や趣旨、教育相談部会の目的や実施方法の共通理解を図るための研修会を教育相談主任を対象に行いました。今後も継続的な検証を行いながら、教育相談主任の支援とともに、教育相談主任としての専門的な力の向上を図っていききたいと考えております。説明は以上となります。

○教育長（石塚康英）

ありがとうございました。本件について質疑、御意見等ございますでしょうか。石隈委員。

○教育委員（石隈利紀）

よろしいでしょうか。いつも充実した発表をいただいてありがとうございます。教育相談主任の研修会、とても大事だと思うんですけど、私のほうの質問は教育相談主任を取手市ではどのように指名しているのかなということ、分かる範囲で教えていただきたいのと、どうしても日本の学校教育の中では教育相談も生徒指導も校務分掌であったり役割であったりするので、その専門性の担保がないというか、ある場合もない場合もあるので、その方の今までの経験であるとか研修歴であるとか、民間のほうの学校心理士とかそういう新資格を持っている教員も中にはいますので、その辺、今どうやっていらっしゃるのかなということ、今後そういうのをより適材適所じゃないですけど、それと継続的な研修というのが必要なのかなと思います。現状を教えてください、また一緒に考えたいと思いますが、いかがでしょうか。

○教育長（石塚康英）

センター長。

○教育総合支援センター担当課長（笠井博貴）

石隈委員、御意見ありがとうございました。石隈委員と同じように、この教育相談主任については、スーパーバイザーの藤原先生が任命について、すごく心配されているところがあります。特に省令主任でもないということから、結構、学校によっては若い先生に任せてしまったり、毎年毎年その教育相談主任が変わっていくなど、藤原先生そこはすごく心配だということ、スタートとして、教育相談部会って何のためにあるのかというのをしっかり理解した上で、今後はその育成というのもしっかりとやっていかなきゃいけないというふうに考えています。また、藤原先生御自身が各学校に回りながらという研修などしながら、教育相談主任の育成を図っていききたいと考えております。以上となります。

○教育長（石塚康英）

石隈委員。

○教育委員（石隈利紀）

ぜひ、その方向で、積極的に早くしていただければいいと思うんですけど、世の学校って教員が子どもたちの面倒を全部見るよというシステムで来て、それはやはり限界があるよねということで、こういう心理的な支援に強い教員とか、インターネットに強い教員とか、グローバルに強い教員とか、教員の強みを生かしましょうというのが今、国の方針として出てきたところで、特に教育相談、生徒指導とどう一体化するかというのがポイントなんですけど、より経験や専門性が必要なので、そこはよりしっかりとその若い人、あるいは毎年、2年で代わっていくと多分回らないと思うんですよね。だから、教育相談部会の中に主任が、経験のある人がいて、次の主任になりそうな人がそこと一緒にやると。やはり取手市全体で、その教育相談とか生徒指導の経験がある人、実績のある人、さっき言った民間の資格を取って教育相談勉強されている方の、藤原先生もそうなんですけど、学校心理士とか教育カウンセラーとかガイダンスカウンセラーとかありますので、中には公認心理師を現職でとった人もいます。そういう人のリストをつくって、積極的にそういう人を雇うというのも、これから計画されるといいと思います。

○教育長（石塚康英）

ほかにございませんか。

猪瀬委員。

○教育委員（猪瀬哲哉）

御説明ありがとうございます。このグループワークをちょっと見ていて、本当にいじめってというのは、私思うんですけど、ちょっとした行き違いとかがスタートなのかなって、ちょっとしたことがいじめにつながるのかなと思っていて、こういうグループワークで、最初はみんな硬かったのに、やることによって他者理解をしていくという、こういうことをみんなで作っていけば、本当にここにもありますように支え合える温かな人間関係というのが、ちょっとしたことでできてくるのかなと思うので、ぜひこういうことを通じて他者理解をしていけば、少しは子どもたちも理解して、ちょっとした行き違い、いじめというものも少なくなるのかなと報告を受けて思いました。ありがとうございました。

○教育長（石塚康英）

来週 27 日から、また 2 回目が始まりますよね。27、29、30 と来ているんですが、例えばこれグループワークをやる日なんかを委員さんに御案内なんかさせていただいて、もし御都合つくようであれば、子どもの笑顔の様子を見ていただくというのでもいいんじゃないでしょうかね。

センター長。

○教育総合支援センター担当課長（笠井博貴）

今、教育長からもありましたように 27 日には永山中、戸頭中、29 日には取手二中、藤代中、5 月 30 日は取手一中と藤代南中学校ということで行われます。正保先生によると、単独の学校で行われる、例えば茨城大学附属の中学校で行っているようなんですが、市内全体でグループワークを取り入れるというのは本当に県内でも初めての試みだということなので、私たちも積極的にそういう情報発信をしていきながら、グループワークのよさを広めていきたいと考えております。

○教育長（石塚康英）

これ 2 回目が 27 日の週ですが、この後何回ぐらいやっていくんでしたっけ。

○教育総合支援センター担当課長（笠井博貴）

予算の関係上、正保先生は年間10回というふうに、本を出しているんですが、年間10回の予算をちょっと出せないなので、今年は年間4回ぐらい各学校を回ってもらおうというふうに考えております。ただ、年間あと6回分は、各学校の先生たちによる実践になります。

○教育長（石塚康英）

委員の皆さんだけではなくて市民の皆様とか、県民の皆様にも、こうやって市を挙げて取り組んでいる様子というのは知っていただきたいなと思うのでね。第3回目、第4回目、そういった資料提供等も行ってくれたらなと思います。

そのほか御意見等ございませんでしょうか。

戸部委員。

○教育委員（戸部明彦）

教育相談主任研修会ということなんですけども、一つの情報としてここでちょっと上げておきたいのが、私、県の教育センターにいましたときに、校内研修支援という制度がありました。名前からすると、学校から研修の要請があったら行くんだなということで私も最初理解していたんですが、夏休みなど私は龍ヶ崎市の教育委員会であるとか、あと鹿嶋市の教育委員会、教育委員会主催の研修会にも参加させていただきました。もちろん無料です。なので、もし市のほうでこれから先、人材の確保も難しい中で、さらに確保した人材の育成というのも非常に難しい状況かと思うので、そういう県の研修の制度を利用して、先生方に研修を深めてもらうという方法も一つの方法として考えられますので、検討してみてもいいでしょうか。以上です。

○教育長（石塚康英）

センター長。

○教育総合支援センター担当課長（笠井博貴）

戸部委員、御意見のほうありがとうございます。今、お伺いしたものを、今後どのように活用していくかというのを検討しながら進めていきたいと考えております。ありがとうございました。

○教育長（石塚康英）

櫻井委員。

○教育委員（櫻井由子）

御説明ありがとうございます。今でこそ社会的に認知されているカウンセリングということですけど、カウンセリングっていうのが一番最初に教育現場で、カウンセリングが大事だよというようなお話がされて、カウンセリングについて研修されたのが石塚教育長、また戸部先生あたり、私も含めてですが、震災の辺りだったかと思います。その前は、カウンセリングっていうよりも、教育相談というような形でした。その震災の当初、私なんかがこの本いいよということで勧められて、「カウンセリング・マインド」という書籍があったんですけど、その書籍、多分、あれはほとんどの小中学校で先生方に配付されたものじゃないかと思います。それでしっかり勉強なさいと言われて、読んだ覚えがあります。そういった自分の震災のときの経験からなんですけれど、それで、これ面白いな、カウンセリングで子どもたちの心と関わっていくのが楽しいなというふうに思って、カウンセリングのほうをもっと勉強しようと思う若い先生はたくさんいらっしゃると思います。

先ほどのメンタルヘルスもそうなんですけれど、やはり学校の管理者、校長先生、教頭先生がそうした先生方の気持ちを酌み上げて、この人はこういう勉強したいんだ

ったらやらせてみよう。もっと積極的に、例えば研修にしても持ち回りで、去年あなたは行ったから今年は別の人ではなくて、カウンセリングに興味があるんだったら今年も行ってしっかり勉強しておいでというような、そういう姿勢も大事ではないかと思えます。先ほどセンター長もおっしゃいましたけれど、持ち回りではなくて適材適所ということで、各学校の校長先生方、管理職の先生方におかれましては、そういった芽を持っている若い先生方、また若手に限らず、中堅になってからこういう勉強してみたかったんだという先生方の希望であったり、芽をすくい上げて伸ばしていただければ、この教育相談の専門家を育てることができるかと思えますので、よろしくお願ひしたいと思えます。

○教育長（石塚康英）

石隈委員。

○教育委員（石隈利紀）

「カウンセリング・マインド」ということがあって、國分康孝先生の本で、私の師匠の1人ですけど、全教員がカウンセリングマインドを持つというのが一番大事なベースなんですけど、中にはカウンセリングや心理支援に強いとか関心のある教員がいて、それからスクールカウンセラーがいて、この全教員のサポートと心理やカウンセリングに興味があって経験している教育相談主任等のサポートと、スクールカウンセラーと、3つの層だと思うんですね。これがなくなると、特に今の若い先生は、教育相談に対して関心を持たない方も増えていて、不登校だったらスクールカウンセラーにお願いしようとか、センターにお願いしようとかになると、変な言い方だと丸投げになってしまう場合もあると聞いていますので、むしろその教育相談主任とか、全ての教員の日々のサポートとスクールカウンセラーの特別サポート、つなぐ人という意味でも取手市が組織的に育てていくというシステムをつくれると私もいいと思えます。

○教育長（石塚康英）

そのほかいかがでしょうか。育てていくという中では、20校それぞれの学校で育てていくのもあるし、今後の10年後、20年後の先を見据えて、市の中で中心になってくれるような人材育成、つまり長期研修、内地留学、そういったところに送り出していくというのをやっぱり鈴木参事のほうでよく考えてもらって、長期的に見てもらって中心のものをつくっていききたいなと思っているんですが、どうですか。

○教育参事（鈴木邦弘）

御意見ありがとうございます。私も昨年度まで校長しておりましたが、それぞれの興味関心であるとか資質でありますので、やはり校長会でもまた確認をしまして、その周知しながら組織的、継続的、そして計画的に人材を育てていく。それから研修会を設けていくような形を進めていきたいと思えます。どうもありがとうございました。

○教育長（石塚康英）

では、よろしいでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○教育長（石塚康英）

質疑、御意見なしと認めます。これにて報告18の質疑、意見を終結いたします。以上で報告18の議事を終わりにいたします。

では、次にその他に入ります。事務局からの報告をお願いします。

まず（1）こどもまんなか応援サポーター宣言について、部長お願いします。

○教育部長（井橋貞夫）

それでは、こどもまんなか応援サポーターについて報告させていただきます。御手元にチラシを配付させていただきましたが、広報とりでの5月15日号にも掲載されておりました、こどもまんなか応援サポーターです。令和5年4月に、こども家庭庁が発足し、こどもまんなか社会の実現に向けた取組が進められております。その一環として、社会全体として子どもが健やかで幸せに成長できる社会を実現するためのアクションを行う、こどもまんなか応援サポーター宣言がございます。取手市においてもこの趣旨に賛同しまして、今年5月5日に、こども応援サポーターとなることを宣言したものです。県内では、水戸市に次いで2番目の宣言といった形と聞いております。

今後の取組としまして、まず「とりでこども未来会議（仮称）」ですが、子どもたちの意見を聴取するだけではなく、地域社会の課題を解決するプロセスに加わる経験の提供。また、公共施設のデジタルスタンプラリー、施設の利用頻度や満足度などを問うアンケートの実施。こども政策プロモーション事業として、若者が主体となり、より子ども目線に立った訴求力の高いPR動画を作成。また、こどもまんなかアクションリレーシンポジウムとしまして、こども家庭庁による講演、子育てに知見のある著名人によるトークショー等を今計画しております。こういった形で、こどもまんなか応援サポーターとして取手市も頑張っていくと、こういった形の趣旨になります。

報告は以上となります。

○教育長（石塚康英）

何か御質問ございますか。よろしいでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○教育長（石塚康英）

では、（2）6月の行事予定及び教育委員会定例会の日程について。

○教育総務課課長補佐（蛭原康友）

事務局より御報告いたします。令和6年6月の予定行事報告表、本日現在のものがお配りされているかと思えます。なお、教育委員会定例会は6月26日（水曜日）午前中を予定させていただいております。また御通知を差し上げますので改めて御確認いただければと思えます。また、この予定表にはないんですけども、例年実施しております学校訪問を6月下旬から7月上旬にかけて計画したいと考えております。後ほど日程調整をさせていただきますので、よろしく願いいたします。事務局からは以上となります。

○教育長（石塚康英）

日程等について御質問ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○教育長（石塚康英）

その他で追加事項ありますか、事務局。よろしいでしょうか。

それでは、以上で今定例会に付議されました事案の審議は全て終了いたしました。これをもちまして、令和6年第5回教育委員会定例会を閉会いたします。

午前10時58分閉会